

書式⑨

令和 年 月 日
(年)

一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社 理事長様

<契約者>住所

氏名

印

電話

ステッカー・搬入カード借用及び処分料金納入の申込書

建設発生土を搬入するため、下記内容のとおりステッカー・搬入カードの借用を申し込みます。
借用したステッカー・搬入カード及び処分料金の取扱については、下記の特記事項に従います。

記

* <契約者>と元請業者が異なる場合のみ記入、元請業者名()

建設発生土

1. 搬入受入
契約日 令和 年 月 日

2. 工事名

3. 搬入量

m³4. 及び搬入
カード

組

5. 購入台数

| 10t車 | 台 | 4t車 | 台 | 2t車 | 台 |
|------|---|-----|---|-----|---|
|------|---|-----|---|-----|---|

特記事項

- ① ステッカー・搬入カードは、搬入完了後速やかに返還して下さい。
尚、返還されたステッカー・搬入カードの保証金は振込により還付しますが、搬入計画書に基づく搬入期間終了後、6カ月経過しても精算がされないときは、返還請求を放棄したものと見做します。
(契約書第7条第4項による)
- ② 何らかの事情により未搬入台数があった場合は、搬入終了後に処分料金の還付請求をして下さい。
・搬入計画書に基づく搬入期間終了後、6カ月以内の請求がされないときは、契約書に基づき還付請求を放棄したものと見做します。
- ③ 貸与ステッカー・搬入カードの不正使用が発見された場合は、契約違反と認め、貸与ステッカー・搬入カードの返還を求めるとともに契約を解除し、公社規程に基づき建設発生土搬入に関する契約を一定期間行わないものとします。
- ④ 搬入カード等の管理は契約者責任とし、契約者からの入金は振込を原則とします。
やむなく現金等で支払う場合は、領収書の宛名は契約者とします。

| 交付年月日 | ス テ ッ カ 一 番 号 |
|-------|---------------|
| | No. ~ No. |